

## 捜査関係事項照会等運用要綱の改正について

令和3年9月29日  
大通達甲（刑企）第18号ほか  
刑事部長等から生活安全部各  
課長、刑事部各課長、交通部  
各課・隊長、警備部各課・隊  
長、各警察署長宛て

### （概要）

この通達は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項の規定に基づく捜査関係事項照会、前科照会及び身上調査照会に関し必要な事項を定めたものである。